

入所料金表

特別養護老人ホーム 大阪「好意の庭」

表A

H12年4月以降入所		()内は個室									
介護度	要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5		
1日単位	559単位	(559単位)	627単位	(627単位)	697単位	(697単位)	765単位	(765単位)	832単位	(832単位)	
総額(対象分)	5,740円	(5,740円)	6,439円	(6,439円)	7,158円	(7,158円)	7,856円	(7,856円)	8,544円	(8,544円)	
保険請求分	5,166円	(5,166円)	5,795円	(5,795円)	6,442円	(6,442円)	7,070円	(7,070円)	7,689円	(7,689円)	
利用者負担額	574円	(574円)	644円	(644円)	716円	(716円)	786円	(786円)	855円	(855円)	
30日	17,220円	(17,220円)	19,320円	(19,320円)	21,480円	(21,480円)	23,580円	(23,580円)	25,650円	(25,650円)	
居室に係る自己負担	855円 (1,171円) ※負担限度額認定証により減額あります										
30日	25,650円 (35,130円)										
食事に係る自己負担	1,392円										
30日	41,760円										
自己負担合計(30日)	84,630円 (94,110円)		86,730円 (96,210円)		88,890円 (98,370円)		90,990円 (100,470円)		93,060円 (102,540円)		

※ 旧措置者の基本単価については平成30年度から介護保険施設の基本単価に統合

※ 介護保険2割負担の方は利用者負担額が2倍になります

表B

日常生活支援加算	36単位	1日につき	指定介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上である場合に算定。
看護体制加算Ⅰ	6単位	1日につき	厚生労働大臣が定める施設基準(①常勤の看護師を1名以上配置していること②入所定員が31人又は50人以下であること)に適合し、大阪府知事に届出を行った場合に算定。
看護体制加算Ⅱ	13単位	1日につき	厚生労働大臣が定める施設基準(①入所定員が31人以上51人以下であること②看護職員の数が常勤換算方法で、入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ指定介護老人福祉施設基準第2条第1項第三号ロに規定する指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に1を加えた数以上であること③当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの介護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること④通所介護費等の算定方法の基準に該当していないこと)に適合し、大阪府知事に届出を行った場合に算定。
夜勤職員配置加算	22単位	1日につき	夜勤時間帯(午後5時30分～午前9時30分)に介護保険の基準上必要となる夜勤職員数(3名)を1名以上上回って配置した場合に算定。
口腔衛生管理体制加算	30単位	1月につき	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に算定。
計	107単位		
総額(対象分)	1,098円		
保険請求分	988円		
利用者負担額	110円		
30日	3,300円		

表C その他個別加算

外泊時費用	246単位	1日につき	入所者が病院又は診療所への入院をした場合及び居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定する。
初期加算	30単位	1日につき	入所当初は施設での生活に慣れるために様々な支援を要するため、入所した日から起算して30日以内の期間について算定する。30日を超える入院後についても同様に算定する。
療養食加算	6単位	1日につき	食事提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、主治医より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、厚生労働大臣が定める療養食を提供した時に算定する。
若年性認知症入所者受入加算	120単位	1日につき	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合に算定。
看取り介護加算	144単位	死亡日前4日以上30日以下1日につき	・厚生労働大臣が定める施設基準(イ常勤の看護師を1名以上配置し、施設の看護職員により診療所との連携により、24時間連絡体制を確保している事。ロ看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に説明し、同意を得ている事。ハ看取りに関する職員研修を行っている事。ニ看取りを行う際に個室又は静養室を利用する。)に適合し、厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者(イ医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者。ロ入所者又はその家族等の同意を得て、入所者の介護に係る計画が作成されていること。ハ医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時説明を行い、同意を得て、介護が行われていること。)について看取り介護を行った場合に算定。
	680単位	死亡日の前日及び前々日1日につき	
	1,280単位	死亡日1日	
在宅復帰支援機能加算	10単位	1日につき	算定日が属する月の前6月間にて当該施設の退所者総数のうち、当該期間内に退所し在宅にて介護を受けることとなった者の占める割合が2割を超え、退所日から30日以内に居室を訪問するなど、在宅生活が1月以上継続見込みを記録している場合。

表D

介護職員処遇改善加算	加算も含めた全ての点数のうち算定分の1000分の83	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対して指定介護老人福祉サービスを行った場合、所定単位数を算定できる。
介護職員特定処遇改善加算	加算も含めた全ての点数のうち算定分の1000分の27	現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得している。介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し複数の取り組みを行っている。介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについてホームページ等への掲載等を通じた見える化を行っていること。以上の要件を満たしている場合に算定する

◇補足給付が適用された場合の施設の滞在費・食費の負担額

対象者	区分	滞在費(居住の種類により異なります)		食費	
		多床室	従来型個室		
生活保護受給者	利用者負担				
市町村 民税 非課税 世帯 全員 が	高齢福祉 年金受給者	段階1	0	1日320円	1日300円
	課税年金収入額と合計所得	利用者負担			
	金額の合計が80万円以下の方	段階2	1日370円	1日420円	1日390円
	利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円超266 万円未満の方など)	利用者負担 段階3	1日370円	1日820円	1日650円
上記以外の 方	利用者負担 段階4	1日855円	1日1171円	1日1392円	

◇このほか所得の低い方に対して、社会福祉法人による軽減制度等があります。
ご相談ください。